

民間ソフトウェアベンダー 弥生株式会社からの意見

弥生株式会社から受領した意見に基づき、
内閣府規制改革推進室にて資料を作成した

資料中のホームページに関する記載は、
2021年3月19日時点のもの

主な意見

1. 法人設立登記とその他の商業登記だと、申請者の登記制度に対する知識・習熟度が異なるため、e-TaxやマイナポータルAPI等のように、ガイダンスや手順方法のフローは、目的に応じてページを分けて作成するべきではないか。
2. システムについて、民間ソフトウェアベンダーと行政当局側とが相互に意見交換を行い、仕様書の更新情報や課題の共有、システム開発の進捗状況の確認等ができる対話チャネルを作るべき。
これにより、ソフトウェアベンダー側は、定期的な更新を円滑に行うことが可能となる。
3. 法務省・法務局の情報開示が司法書士・行政書士による登記手続の代行しか想定していないため、本人申請を行う一般利用者には、よく分からない。申請者が知りたいのは「どのように手続を行うのか」であって、「申請書類が何か」ではない。目的別のインデックスを作るなど、本人申請の利用者にも分かりやすいサイトにしてほしい。
4. 実際に法務省のトップページから、法務省管轄の「登記・供託オンライン申請システム」のページにたどり着くまでに苦労した。また、法務省の商業・法人登記のサイトは、最初はどこを見たら良いのかよく分からない。ホームページの構造が、ユーザーフレンドリーでないため、改善すべき。

1. 申請者の習熟度に応じたガイダンス

- ✓ 法人設立登記とその他の商業登記だと、申請者の登記制度に対する知識・習熟度が以下のように異なるため、**e-Tax**やマイナポータル**API**等のように、ガイダンスや手続方法のフローは、目的に応じページを分けて作成するべきではないか。

※申請者の習熟度

- ・ **法人設立登記** : 申請者は基本的に「素人」。登記制度自体をよく知らない。
「代理申請」を依頼するにも、誰に頼めば良いかすら分からない。
- ・ **その他の商業登記** : 役員の変更などは、申請者は、細かいことはともかく、何を登記すれば良いか程度は分かる。法人設立、その後の会社経営でつながりをもった司法書士・行政書士等にアクセスすることもできる。

⇒e-Tax等他の制度の事例は次スライド

1. 申請者の習熟度に応じたガイダンス (続き)

[他の制度における事例]

①e-Tax

- ・法人か個人か、さらに何の目的かでガイダンスを明確に分けている。

<https://www.e-tax.nta.go.jp/>

- ・一般利用者用問い合わせ窓口と開発者用問い合わせ窓口の存在

↳一般利用者用：<https://www.e-tax.nta.go.jp/toiawase/toiawase.htm>

(さらに目的別に窓口の振り分けを行っている)

↳開発者用問い合わせ窓口：<https://www.e-tax.nta.go.jp/shiyo/index.htm>

②マイナポータルAPI

- ・サービスごとにガイダンスを分けている

https://myrna.go.jp/SCK0101_01_001/SCK0101_01_001_InitDiscsys.form

↳マイナンバーカードの健康保険証としての利用

↳法人設立ワンストップサービス

↳就労証明書作成コーナー

2. 対話チャネルの構築

- ✓ システムについて、民間ソフトウェアベンダーと行政当局側とが相互に意見交換を行い、仕様書の更新情報や課題の共有、システム開発の進捗状況の確認等ができる対話チャネルを作るべき。これにより、ソフトウェアベンダー側は、定期的な更新を円滑に行うことが可能となる。

[他の制度における事例]

① 税務システム連絡協議会

※民間ソフトウェアベンダー⇔国税庁、総務省（自治税務局）、地方税共同機構間の対話チャネル

② 社会保険システム連絡協議会

※民間ソフトウェアベンダー⇔総務省（行政管理局）、厚生労働省、日本年金機構間の対話チャネル

3. 本人申請への配慮

- ✓ 法務省・法務局の情報開示が司法書士・行政書士による登記
手続の代行しか想定していないため、本人申請を行う一般利
用者には、よく分からない。
- ✓ 申請者が知りたいのは「どのように手続を行うのか」であって、
「申請書類が何か」ではない。目的別のインデックスを作るなど、
本人申請の利用者にも分かりやすいサイトにしてほしい。

[他の制度における事例]

- ・ e-Tax
<https://www.e-tax.nta.go.jp/>
→法人か個人か、さらに目的別にガイダンスを明確に分けている
- ・ 横浜市－暮らし・総合（戸籍・住民票などの手続）
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/>
→目的別のアイコンを配列
→よく使われる手続を最上部に別出ししている

4. ユーザーフレンドリーなサイト

- ✓ 実際に法務省のトップページから、法務省管轄の「登記・供託オンライン申請システム」のページにたどり着くまでに苦勞した。
- ✓ また、法務省の商業・法人登記のサイトは、最初にどこを見たら良いのかよく分からない。ホームページの構造が、ユーザーフレンドリーでないため、改善すべき。

⇒ 気になったことは次スライド以降

法務省サイトに思う現状の課題

< 課題① >

法務省トップページからは、法人設立ワンストップサービスが2021年2月に開始されたことが分からなかった。法人設立ワンストップサービスは内閣官房の仕事なのかもしれないが、申請者にとってみれば、その点は重要ではない。簡単、迅速に会社設立できる手段があるならば、それを真っ先に知りたい。

※法務局トップページからだと、以下の方法で遷移が可能であった

- ①法務局トップページ 右部の「商業・法人登記申請手続」を押下
- ②「商業・法人登記申請手続」のページ下部に、
「その他の情報」として、「法人設立ワンストップサービス」へのリンクがある

法務省サイトに思う現状の課題（続き）

< 課題② >

実際に法務省のトップページから法務省管轄の「登記・供託オンライン申請システム」のページにたどり着くまでに苦勞した。

○法務省トップページから遷移する場合

[方法1]

- ①法務省トップページ 上部のイメージ画像（バナー）から「オンライン申請について」を押下
- ②「申請・手続・相談窓口 > オンライン申請」のページから、「登記・供託などの申請（オンライン申請）」を押下
- ③「申請・手続・相談窓口 > オンライン申請 > 登記・供託関連」のページから、「登記・供託オンライン申請システム 登記ねっと 供託ねっと」を押下

[方法2]

- ①法務省トップページ 中部の注目キーワード「登記・供託オンライン申請」を押下
- ②「申請・手続・相談窓口 > オンライン申請」のページから、「登記・供託などの申請（オンライン申請）」を押下
- ③「申請・手続・相談窓口 > オンライン申請 > 登記・供託関連」のページから、「登記・供託オンライン申請システム 登記ねっと 供託ねっと」を押下

法務省サイトに思う現状の課題（続き）

○法務局トップページから遷移する場合

中段右部に「登記・供託オンライン申請システム」のバナーあり

※ただし、「法務局トップページ＞商業・法人登記申請手続」のページからだと、「法人設立ワンストップサービス」に行くことはできるが、「登記・供託オンライン申請システム」には遷移できない

法務省サイトに思う現状の課題（続き）

< 課題③ >

法務省HP「登記-商業・法人登記-」のページが極めて分かりにくい。

(<http://www.moj.go.jp/MINJI/houjintouki.html>)

- (1) 法務省HP「登記-商業・法人登記-」のページは、そもそもどこを最初に見れば良いのかよく分からない。
- (2) まずは、「オンライン申請」というキーワードに当たりをつけて探すとしても、どこから見れば良いのかよく分からなかった。本人申請の利用者であれば、最初から適切なガイダンスにたどり着ける人はほとんどいないのではないか。

法務省サイトに思う現状の課題（続き）

< 課題④ >

その他

- (1) サービスの場所もさることながら、事前に何を準備すればよいか非常に分かりにくい。
- (2) 不要なページは適宜整理して、見やすくしてほしい。
- (3) ページ数が多すぎて困っているのであれば、本質的な対策とはいえないが、**SEO対策**も検討してほしい。
※SEO対策：申請者がオンライン申請ページに直接たどり着けるよう、**google**検索等で上位に来るように対策すること